

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 5 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 伊 藤 祐 加

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 20 日から 令和 7 年 8 月 27 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 9 月 3 日 午前 10 時 00 分 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 9 月 17 日 午前 9 時 50 分 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 10 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 10 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 5 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	930,000 744,000	一括	186,000	29,694	0
1	220,000				
2	220,000				
3	420,000				
4	70,000				

物 件 目 録

- 1 所 在 新城市八束穂字中ミウチヒラ
 地 番 55番3
 地 目 宅地
 地 積 133.84平方メートル
 持分12分の6

- 2 所 在 新城市八束穂字中ミウチヒラ 55番地
 家屋 番号 55番2
 種 類 店舗・居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板瓦葺2階建
 床 面 積 1階 40.99平方メートル
 2階 26.49平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1階 約66.99平方メートル
 2階 26.49平方メートル
 所 在 新城市八束穂字中ミウチヒラ55番地3
 持分12分の6

- 3 所 在 新城市八束穂字中ミウチヒラ
 地 番 56番6
 地 目 雑種地
 地 積 141平方メートル
 持分4分の2

物 件 目 録

4 所 在 新城市八束穂字北沢
地 番 93 番 1
地 目 宅地
地 積 42.49 平方メートル

持分 12 分の 6

物 件 明 細 書

令和 7 年 7 月 14 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 原 謙太郎

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件債務者を含む建物共有者らが占有している。

【物件番号 3】

本件債務者を含む土地共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1 ～ 4】

本件土地及び建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

【物件番号 1】

隣地（地番 55 番）との境界が不明確である。

【物件番号 3】

隣地（地番 字北沢 92 番 4）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したもので



あり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 新城市八束穂字中ミウチヒラ

地 番 55番3

地 目 宅地

地 積 133.84平方メートル

持分12分の6

2 所 在 新城市八束穂字中ミウチヒラ 55番地

家屋 番号 55番2

種 類 店舗・居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板瓦葺2階建

床 面 積 1階 40.99平方メートル

2階 26.49平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約66.99平方メートル

2階 26.49平方メートル

所 在 新城市八束穂字中ミウチヒラ55番地3

持分12分の6

3 所 在 新城市八束穂字中ミウチヒラ

地 番 56番6

地 目 雑種地

地 積 141平方メートル

持分4分の2

物 件 目 録

4 所 在 新城市八束穂字北沢
地 番 93 番 1
地 目 宅地
地 積 42.49 平方メートル

持分 12 分の 6



令和 6 年(又)第 36 号

令和 7 年 2 月 4 日受理

令和 7 年 6 月 30 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 豊橋支部

執行官 岩 尾 正 昭

物 件 目 録

- 1 所 在 新城市八束穂字中ミウチヒラ
 地 番 5 5 番 3
 地 目 宅地
 地 積 1 3 3 . 8 4 平方メートル
 共有者 持分 1 2 分の 6
- 2 所 在 新城市八束穂字中ミウチヒラ 5 5 番地
 家屋 番号 5 5 番 2
 種 類 店舗・居宅
 構 造 木造瓦鉛メッキ鋼板瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 4 0 . 9 9 平方メートル
 2 階 2 6 . 4 9 平方メートル
 共有者 持分 1 2 分の 6
- 3 所 在 新城市八束穂字中ミウチヒラ
 地 番 5 6 番 6
 地 目 雑種地
 地 積 1 4 1 平方メートル
 共有者 持分 4 分の 2
- 4 所 在 新城市八束穂字北沢
 地 番 9 3 番 1
 地 目 宅地
 地 積 4 2 . 4 9 平方メートル
 共有者 持分 1 2 分の 6

(2 秋目)

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件3	
現況地目	■雑種地(物件3)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物配置図(概略)のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 ☒ 土地共有者らが更地として、占有している。 ☐ 上記の者が農地として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
その他の事項	■北側境界付近に簡易物置がある。	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物配置図(概略)のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (物件1～4 共有者)	(電話回答要旨) 1 私は、物件1～4の共有者です。物件1～4は、私と債務者との共有になっています。債務者は、私の弟になります。 2 物件2は、債務者が代表者である有限会社ユニックス・エンタテインメント（以下「ユニックス」という。）の事務所兼債務者の居宅として、債務者が使用していました。ユニックスも平成24年ころから営業していません。 3 私は、別の場所に居住していますが、ときどき、様子を見に出入りしています。 4 物件3は、債務者がユニックスの駐車場として使用していました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1～4の占有関係は、関係人の陳述及び執行官の現況等から、2、3枚目に記載のとおりと認められる。
- 2 物件1、4は、一体として、物件2の敷地となっている。物件1、4は、南側及び西側が道路に接面している。物件1、4の南西角、北角、東角及び南東角には、いずれも一見して、境界杭等を認めることができなかった。物件1と55番の土地との境界は、不明確である。
- 3 物件2の1階に未登記増築部分約26㎡(概測)がある。
- 4 物件2は、建築後約52年が経過しており、建物内外に経年相当の汚れ、傷、劣化等が散見される
- 5 物件2の東側に差掛物置がある。差掛物置は、55番の土地に越境していると思われる。登記記録
- 6 物件2の所在は、現況、新城市八束穂字ミウチヒラ55番地3である。
- 7 物件3は、雑種地となっている。物件3は、東側が道路に接面している。物件3の南西角、北西角、北東側北角、北東側南角及び南東角には、いずれも一見して、境界杭等を認めることができなかった。物件3は、北側がコンクリート擁壁で囲まれているが、物件3と西側隣地(字北沢92番4の土地)との境界は、不明確である。
- 8 物件3の北側境界付近に簡易物置がある。
- 9 物件3及び物件4付近に債務者が代表者である有限会社ユニックス・エンタテインメントが使用する自動車がそれぞれ放置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年2月7日 (金)	(郵便)	住民票取寄 (債務者) (新城市役所)
7年2月10日 (月) 11:10-11:30	目的物件所在地	物件確認, 写真撮影 (外観), 占有状況調査
7年2月27日 (木)	(郵便)	住民票取寄 (A) (豊川市役所)
7年2月27日 (木) 14:20-14:30	(電話)	占有状況等調査 (A)
7年3月3日 (月) 13:50-15:30	目的物件所在地	(立入調査) 間取確認, 写真撮影 (屋内外), 評価人同行
7年3月13日 (木) 9:10-9:20	名古屋法務局豊橋支局	登記関係書類取得
年 月 日 ()		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 債務者兼所有者の抵抗が予想されたため, 立会証人を立ち会わせて執行した。施錠されていることが予想されたので, 解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年3月3日 本件建物は, 全戸不在で施錠されていたため, 立会証人を立ち会わせ, 解錠技術者により解錠し, 本件建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物配置図(概略)



建物間取図(概略)



1 階

(斜線は未登記増築部分)



2 階



物件 2



①屋外の状況

物件 1

物件 4

物件 3



②屋内の状況
物置（畳敷）



③屋内の状況
2階和室



④屋内の状況
DK



⑤屋内の状況
浴室



⑥屋外の状況

差掛物置

簡易物置

⑦屋外の状況



物件3

令和 6 年 (又) 第 3 6 号
令和 7 年 2 月 6 日 受 理
令和 7 年 3 月 3 日 現 地 調 査
令和 7 年 3 月 2 1 日 評 価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

評 価 書

評 価 人
不動産鑑定士

田 島 拓

第1 評価額

一 括 価 格	
金 9 3 0 , 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 2 2 0 , 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 2 2 0 , 0 0 0 円
物件 3 (土地)	金 4 2 0 , 0 0 0 円
物件 4 (土地)	金 7 0 , 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、4の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 在番 地目 地積	新城市八束穂字中ミウチヒラ 55番3 宅地 133.84m ² (共有者 持分12分の6)	同左
2	所 家屋 種番 類号 構造 床面積	新城市八束穂字中ミウチヒラ 55番地 55番2 店舗・居宅 木造亜鉛メッキ鋼板瓦葺2階建 1階 40.99m ² 2階 26.49m ² (共有者 持分12分の6)	特記事項記載のとおり
3	所在地 在番 地目 地積	新城市八束穂字中ミウチヒラ 56番6 雑種地 141m ² (共有者 持分4分の2)	同左
4	所在地 在番 地目 地積	新城市八束穂字北沢 93番1 宅地 42.49m ² (共有者 持分12分の6)	同左
番号	特記事項		
2	・現況所在は同所55番地3である。 ・1階現況床面積は約66.99m²(未登記増築部分約26m²)である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・3・4）

位置・交通	J R 飯田線「三河東郷」駅の北東方道路距離約1.6 km 豊鉄バス「清井田」停留所の北東方道路距離約140 m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	周囲に農地等が多く見られる国道背後の集落地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 — 60 % 200 % — —
画地条件	地積 317.33 m ² (一部飛地を含む全体面積) 物件1・4の画地条件 間口約10 m、奥行約14.3 m、形状はほぼ整形。 物件3の画地条件 間口約22 m、奥行約8 m、形状はやや不整形。	
接面道路の状況	物件1・4の接道状況 ・南側幅員約19 m舗装市道(建築基準法上の道路)に等高ないし約1 m上方接面 ・北西側幅員約1.7 m未舗装市道(同法定外道路)に概ね等高接面 物件3の接道状況：南東側幅員約1.7 m未舗装市道(同法定外道路)に概ね等高接面	
土地の利用状況等	・物件1・4は物件2建物の敷地として利用されており、物件3は空地(現況雑種地)である。 ・その他詳細は現況調査報告書に記載のとおりである。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり (特記事項欄参照) ガス配管 なし 下水道 なし (個別浄化槽)	
土壌汚染の可能性の調査	有害物質使用特定施設の届出に係る事業場等リストに掲載は無く、過去の住宅地図等に対象地の価格形成に影響を及ぼす土壌汚染の可能性を示す履歴及び端緒は見出せなかった(但し、正確には土壌サンプル調査等の専門的測定を要する)。	
特記事項	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし ・物件1は登記上いわゆる線引前から宅地であった土地より分筆された宅地であり、物件4は線引後に地目変更された宅地である。 ・現況、物件2建物への給水は北東方の別棟建物敷地(字中ミウチヒラ55番土地で本件債務者の親族名義)の給水管を共有して供給されている(聴取先：新城市上下水道部整備課)。 ・現地での簡易計測等の結果、物件2建物と接合した差掛物置が隣接地(同所55番)へ越境している可能性が認められる。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載)：昭和48年7月28日新築 経 過 年 数：約52年 経済的残存耐用年数：ほぼ満了
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板、瓦 外 壁：亜鉛鉄板成型板等 内 壁：繊維壁、合板、PBビニールクロス等 天 井：目透かし、化粧石膏ボード等 床：畳、フローリングブロック、土間コンクリート等 設 備：電気、給排水、プロパンガス
床面積(現況)	延約93.48㎡(未登記増築部分約26㎡を含む)
現況用途等	現況用途：店舗・居宅 間 取 り：附属資料「建物間取図(概略)」のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書の記載のとおり
特 記 事 項	経年相応の損耗が進行している(詳細は現況調査報告書に記載のとおり)。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1・3・4）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積(㎡) ×持分 ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	28,800	0.42	133.84×6/12	0.90	730,000
3	28,800	0.42	141×2/4	1.00	850,000
4	28,800	0.42	42.49×6/12	0.90	230,000
合計			317.33		1,810,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 新城－6

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 29,000 \text{ 円/㎡} & \times & 99.4 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 100 & = & 28,800 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & (\text{上三桁未満四捨五入}) \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：不整形1.00

◇地 域 格 差：街路、交通・接近、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：供給処理施設（上水道）の敷設状態0.90×一体画地条件等0.70×角地1.00×一部線引後宅地・雑種地含む0.66＝0.42

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：物件1・4土地につき、ほぼ経済的耐用年数を満了した地上建物等の存在を考慮し、上記のとおり減価する。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積(㎡) ×持分 イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	150,000	約93.48×6/12	0.01	70,000

ウ 現価率：築後経過年数、現況調査等を踏まえ、現価率を1%と判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	730,000	0.40	法定地上権	290,000
4	230,000	0.40	法定地上権	90,000
物件2建物に係る土地利用権等価格計				380,000

イ 土地利用権等割合：物件2建物に係る物件1・4土地の土地利用権等をいずれも法定地上権と判定し、その割合をそれぞれ40%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ)-ウ} ×エ×オ
1	730,000	- 290,000		0.70	0.70	220,000
2	70,000	+ 380,000	0	0.70	0.70	220,000
3	850,000	- 0		0.70	0.70	420,000
4	230,000	- 90,000		0.70	0.70	70,000
一括価格 (合計)						930,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：目的物件が共有持分であること等に鑑み、市場性修正として30%減価する。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（新城－6）

所 在 : 新城市大海字瀬戸貝津38番
価 格 : 29,000円/㎡
位 置 : JR飯田線「大海」駅の北方道路距離約600m
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 359㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 西側4.8m市道に接面
用 途 指 定 等 : 市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要 : 農家住宅のほか、一般住宅等が見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 土地建物配置図（概略）
- 6 建物間取図（概略）
- 7 現況写真

以 上

地理院地図

GSI Maps



位置図

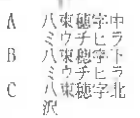
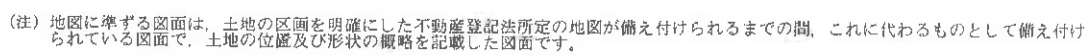


1 / 2,500

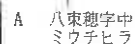
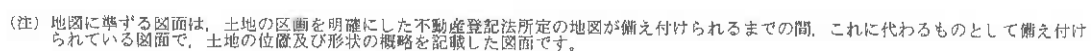
付近案内図

注釈：付近案内図

新城市地理情報システム



登記官



これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月10日

請求番号：11-1

登記官

(1/1)

登記年月日：昭和57年1月29日

前 55

後(新)

地 番 55番・55番3

地 積 測 量 図

土地の所在 新城市八束穂字中ミウチヒラ

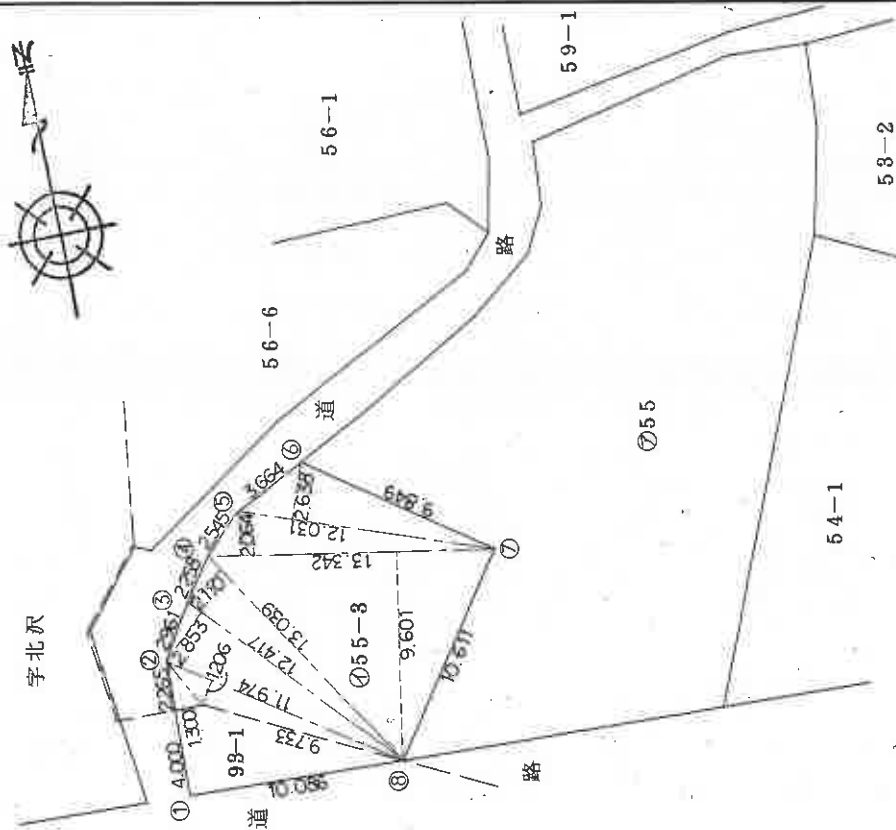
3006078

残地計算 (㊦55)

$582.04 - (㊦) = 448.1923285m^2$

面積計算 (㊦55-3)

物件 1
1.2031×2.638×1/2= 15.8688889
1.3842×2.064×1/2= 13.7688944
1.3842×9.601×1/2= 64.048271
1.3039×2.110×1/2= 13.7566145
1.2417×2.853×1/2= 17.7128505
1.1974×1.206×1/2= 7.220322
2.2665×1.300×1/2= 1.472250
計 133.8476715m²



①②③④⑤⑥⑦⑧ プラスチック杭

57.1.29

作成者

新城市

(昭和57年 1月28)

申請人

縮尺

1/250

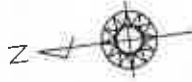
登記年月日：平成11年7月9日

地 積 測 量 図

56-6

新城市八束穂字中ミウチヒラ

3006080



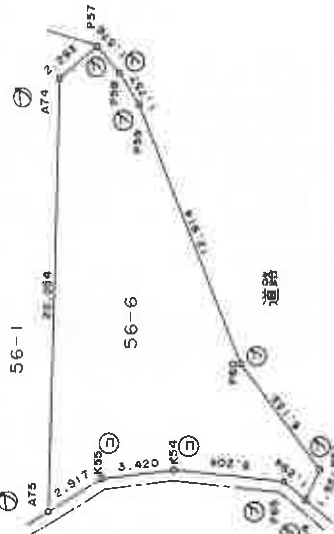
新城市地籍調査
新築支局
11.7.9
処理

求積表

地番 NO.	56-6		$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$
A75	71.126	58.885	-18.630	-1325.077380	
K55	58.468	60.086	-1.184	81.066112	
K54	55.048	60.069	-1.184	-77.016832	
P64	59.976	58.902	-2.115	-126.849240	
P65	59.095	57.954	0.337	19.915015	
P61	58.227	59.239	6.582	383.250114	
P60	61.319	64.536	17.798	1091.355562	
P59	64.559	77.037	14.090	909.636310	
P58	65.508	78.626	2.888	188.609504	
P57	66.201	79.925	0.090	5.958090	
A74	68.149	78.716	-21.040	-1433.854960	
合計			合計	-283.007705	
合計面積			合計	141.5038525	
				141	m ²

恒久的地物の名称及び座標値

地番	名	X座標	Y座標
K47	境界点(コンクリート杭)	90.706	50.469
K24	境界点(コンクリート杭)	80.4589	44.0205



境界線の種類
⑦・・・プラスチック杭
⑤・・・コンクリート杭

単位 m

縮尺 1/250

申請人

年 6 月 28 日 作製

新城市
土地家屋調査士

作製者

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

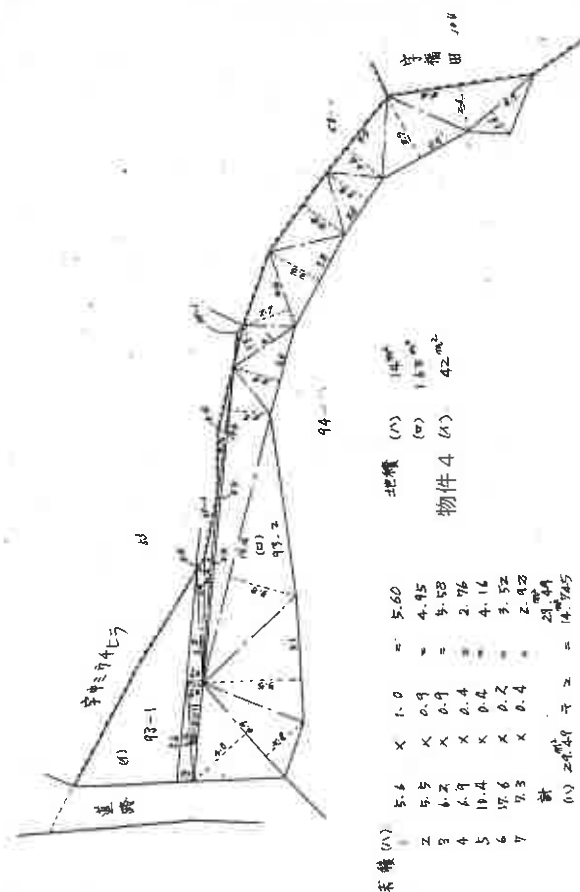
(会 員 専 用)

前 93 新後

93-1-2.93-3

新城市，八条穗字北沢

3005773



5.6	x	1.0	=	5.60
5.5	x	0.9	=	4.95
4.9	x	0.9	=	5.89
6.2	x	0.4	=	2.46
5	x	0.4	=	2.16
18.4	x	0.4	=	7.32
17.6	x	0.4	=	7.02
7.3	x	0.4	=	2.92
計				23.44
(n)	22.9	x	2	= 45.8
(1)	6.9	x	(40+2.8)	= 286.92
1	5.5	x	5.5	= 30.25
2	15.4	x	3.8	= 58.52
3	17.6	x	2.3	= 40.48
5	5.0	x	2.7	= 13.50
6	4.1	x	1.6	= 6.56
7	4.4	x	2.7	= 11.88
8	5.8	x	3.3	= 19.14
9	5.5	x	2.8	= 15.40
10	3.8	x	2.8	= 10.64
11	5.5	x	2.6	= 14.20
12	5.5	x	3.9	= 21.45
13	20.4	x	2.6	= 52.84
14	4.9	x	1.6	= 7.84
(1)	32.32	+ 2		= 64.64
(1)	22.9	+ 2		= 45.8
(1)	18.4	+ 11.32		= 29.72
(1)	22.9	+ 11.32		= 34.22

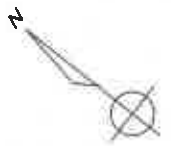
S 47 12.23

縮	尺	$1/300$
---	---	---------

土地建物配置図(概略)

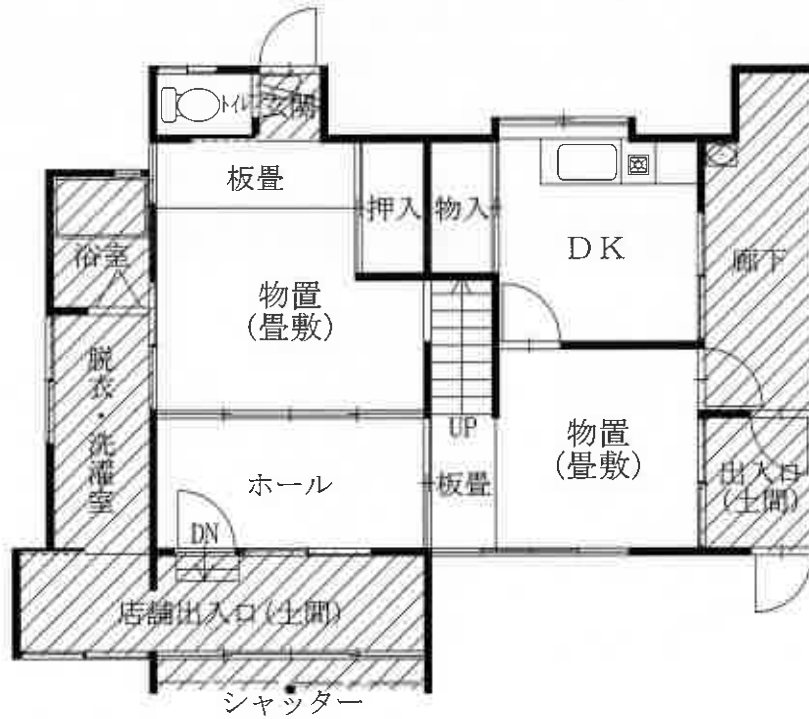


建物間取図(概略)



1 階

(斜線は未登記増築部分)



2 階



